

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山口地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	6 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年3月まで

私が昭和51年5月に家業を父から任された時に、支払時期や支払方法までは聞かなかったが、父が「お前の今までの国民年金保険料は間違いなく、すべて私が支払っている。」と言った。

父は当時、地区長をしており国民年金への認識も高く、自身の国民年金保険料はすべて納付している。そのような父が、家業の後継者である私の国民年金保険料を納めておこうと思ったならば、自身の分と私の分とを必ず一緒に納付しているはずである。

A市役所や社会保険事務所から、国民年金保険料の未納通知が届いたことは全く無く、申立期間だけが未納になっていることは、到底承服できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立期間を除き国民年金保険料はすべて納付されている。

また、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父も自身の国民年金保険料をすべて納付しており、「家業の後継者である私の国民年金保険料を納めておこうと思ったならば、父は、自身の分と私の分を、必ず一緒に納付しているはずである。」との申立てに、不自然さは無い。

さらに、申立期間前の昭和42年8月から47年3月までの国民年金保険料は、申立人の父が50年5月ごろから同年12月ごろまでの間に第2回目の特例納付制度で納付したと推測されることからみて、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点から特例納付以外でしか納付することができない

申立期間について、申立人の父が、あえて特例納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格取得日は、昭和24年4月1日、資格喪失日は、同年10月28日とし、また、同社の資格取得日は、25年1月12日、資格喪失日は、27年4月28日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額については、昭和24年4月から同年9月は6,000円、25年1月は5,000円、同年2月及び同年3月は6,000円、同年4月から同年7月は7,000円、同年8月から27年3月は8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年7月1日から27年4月29日まで

私は、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間の加入記録が確認できない旨の回答を受けた。

昭和23年7月から27年7月の間、基地内に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事務所において、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

しかし、社会保険庁における厚生年金保険被保険者台帳の記録から、当該事業所において申立人が厚生年金保険被保険者の資格を昭和24年4月1日に取得後、同年10月28日に喪失し、その後25年1月12日に取得後、27年4月28日に喪失した記録が確認でき、社会保険庁が同台帳の記録をオンライン記録に移行する処理を適切に行わなかったものとうかがわれ、申立人は当該事業所に当該期間において継続して勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

これらを総合的に勘案すると、申立人が昭和24年4月1日に被保険者

資格を取得した旨の届出、同年 10 月 28 日に被保険者資格を喪失した旨の届出、25 年 1 月 12 日に被保険者資格を取得した旨の届出及び 27 年 4 月 28 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者台帳の記録から、昭和 24 年 4 月から同年 9 月は 6,000 円、25 年 1 月は 5,000 円、同年 2 月及び同年 3 月は 6,000 円、同年 4 月から同年 7 月は 7,000 円、同年 8 月から 27 年 3 月は 8,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 23 年 7 月 1 日から 24 年 3 月 31 日までの期間については、A 事務所の厚生年金保険の新規適用日が同年 4 月 1 日となっており、B 健康保険組合が設立された日と同日であることから、当該事業所においては厚生年金保険に加入できなかったものと推測され、当時の同僚も厚生年金保険の加入は同日となっている。

また、申立期間のうち、昭和 24 年 10 月 29 日から 25 年 1 月 11 日の期間について、A 事務所は、「当時は厚生年金保険に加入できなかった仕事や職種があった。」と回答している上、申立人は同期間の具体的な就労業務を覚えておらず、当時の同僚からも申立人の就労業務等に係る証言は得られなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 2 月 15 日から 29 年 10 月 29 日まで  
私は、社会保険事務所に申立期間について脱退手当金の支給記録を照会したところ、支給済みとの回答を受けた。

A株式会社B工場を昭和 29 年 10 月 29 日に育児と自営業に専念のため退職し、退職金はもらったが脱退手当金の支払を受けた記憶は無く、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が当時勤務していた事業所の本社は、「脱退手当金に関与していなかったと推測される。」としており、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失の約3か月後に脱退手当金の支給決定がされていることとなっているものの、当時の同僚で、受給資格のある者のうち、過半数の者に支給が見られないなど、脱退手当金に係る事業主の代理請求はうかがえない。

また、支給されたとする額は、法定支給額と497円相違しているが、原因は不明である。

さらに、申立人と同じ事業所の厚生年金保険被保険者が記録されている被保険者名簿において、申立人と同様に脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示がある者の中には、オンライン記録における脱退手当金の支給記録が無い者がいるが、その理由は不明であり、脱退手当金の支給に係る記録の管理が適正に行われていない可能性がある。

これらの理由及びその他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年10月17日から38年12月3日まで  
私は、社会保険事務所に申立期間について脱退手当金の支給記録を照会したところ、支給済みとの回答を受けた。

A銀行を昭和38年12月3日に退職したが、脱退手当金の説明を受けたことや支払を受けた記憶は無く、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が当時勤務していた事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主から脱退手当金請求事務への関与の状況は確認できない。しかし、申立人は厚生年金保険被保険者資格喪失後の2か月以内に脱退手当金の支給が決定されていることとなっているが、当時の同僚で、支給決定が確認できた2名の厚生年金保険被保険者の資格喪失から脱退手当金の支給決定までの期間は、約4か月と約21か月が各1名と異なっており、同僚2名から「事業所から脱退手当金に係る説明は無かった。」との証言が得られるなど、申立内容とも一致することから、脱退手当金に係る事業主の代理請求はうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険脱退手当金支給報告書の氏名は、旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は厚生年金保険の資格喪失日の翌日である昭和38年12月4日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難

い。

さらに、決定された脱退手当金額は法定額と 931 円相違しているが、その原因は不明であるとともに、脱退手当金支給報告書の生年月日に誤りが見られるなど、事務処理が適正に行われていなかったことがうかがわれる。

これらの理由及びその他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA組合B支部における資格取得日に係る記録を昭和35年2月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年2月16日から同年4月30日まで

私は昭和31年4月にC株式会社D支社に船員として入社し、退職後の34年11月からA組合(E支部F分室)に臨時書記として採用され、以後3か月の試用期間を経て、35年2月に書記補として正式に採用が認められた。平成19年7月にG社会保険事務所に私の厚生年金保険記録について照会文書を提出したところ、同事務所の回答書では、資格取得日が昭和35年5月1日になっていた。

しかし、私は、それ以前から勤務しており、給与明細書の写しのおり昭和35年2月からは給与から厚生年金保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書の写し、組合従業員経歴書及び雇用保険の資格記録により、申立人が申立期間においてA組合B支部に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年5月の社会保険事務所の記録及び給与明細書の写しの厚生年金保険料控除額から9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否か

については、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から52年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から52年11月まで

申立期間について、社会保険事務所から国民年金の加入及び国民年金保険料の納付事実が確認できなかった旨の回答を受けたが、A市の美容室で働いていた昭和49年4月当時、A市役所に勤務する同美容室の経営者の夫から国民年金への加入を勧められたので、自ら同市役所に行って国民年金の加入手続を行い、その後同市役所やB郵便局、C郵便局において納付書で国民年金保険料を納付していた。

A市から交付された国民年金手帳は、昭和52年12月にD市役所で国民年金の手続をした際に職員に渡したので現在所持しておらず、領収書や家計簿等も無いが、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したことは確かである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について国民年金保険料を納付したことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

また、申立人に国民年金への加入を勧めたとする美容室の経営者の夫は、申立期間当時、A市役所に在籍していたことは確認できるものの、既に他界していることから、申立人に国民年金の加入を勧めた状況は不明である上、同美容室の経営者も「夫が申立人に国民年金の加入を勧めたことを知らなかった。美容室で国民年金が話題となったことも無かった。」と述べており、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に係る周辺事情が見いだせない。

さらに、申立期間は社会保険庁の記録では未加入期間とされており、申立期間において、申立人はA市内に住所を有しており、別の国民年金手帳

記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、A市保有の国民年金関係記録においても、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に係る記録は見当たらない。

加えて、申立人は申立期間中の国民年金保険料の納付場所の多くが郵便局であったと申し立てているが、A市の広報誌（昭和49年3月1日付け）によれば、昭和49年度以降の国民年金保険料の納付場所として指定された機関の中に郵便局は含まれておらず、申立内容は不合理である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から43年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年6月から43年6月まで

申立期間について、社会保険事務所に国民年金の納付記録を照会したところ、納付記録が確認できないとの回答を受けた。

昭和41年2月11日に会社を退職し、翌日から実家の家業の手伝いをしていた。家業の経理をしていた父が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料についても家族全員の分を納めてくれていた。加入手続や納付の状況については、どのようにしていたか不明であるが、父は私が20歳の時から国民年金保険料を納付してくれていたはずであり、両親と兄の国民年金保険料を納付し、私の国民年金保険料のみ納付していないはずはない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、個人商店を営んでいた申立人の父が国民年金保険料の納付を行っていたと主張しているが、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、父も既に他界しているため、申立期間当時の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、基礎年金番号（基礎年金番号実施前から加入していた厚生年金保険の記号番号）のほかに国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人自身も申立人の父から国民年金手帳を受け取った記憶は無いと述べている。

さらに、A市が保管する国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料納付検認明細書には申立人の国民年金保険料の納付に関する記録は無い上、当

該名簿から申立人が居住する地区では、納付組織による国民年金保険料の集金制度が存在しており、申立人の両親及び兄は納付組織に納付していたことが確認できるものの、申立期間当時における納付組織の関係者が不明であることから、申立期間について、申立人の国民年金保険料の納付を示す納付状況等の周辺事情を見いだすことができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から46年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から46年10月まで

私は、二十歳になった時にA市役所において国民年金の加入手続きをし、その後、国民年金保険料は毎月同市役所の窓口へ支払に行っていた。

昭和46年4月から同年10月までは国民年金保険料の申請免除期間となっているが、私は免除の手続きをした記憶も無いし、その間もずっと国民年金保険料は払っていたと思う。免除申請手続きもしていないのに免除となっていることも納得がいかない。

領収書は残っていないが、申立期間に国民年金保険料を納付したことは間違いないので認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の聴取結果からも、毎月納付したとする国民年金保険料額など納付に関する記憶が定かでないほか、当時は、国民年金手帳に検認印を押す印紙検認方式の納付方法であったが、申立人には納付の際に国民年金手帳を持参した記憶が無いなど、国民年金保険料の納付をうかがわせる事情を見いだすことができない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年6月4日に払い出されており、申立人の前後の国民年金任意加入者の国民年金手帳記号番号の払出記録から、申立人の国民年金の加入手続きは同年5月17日から同年5月27日の間に行われ、二十歳適用として、44年11月19日を国民年金の資格取得日として遡及処理されたものと推認される。

さらに、社会保険庁における氏名索引においても別の国民年金手帳記号

番号を確認することができないことから、現在の国民年金手帳記号番号の払い出し以前に加入手続が行われたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が国民年金被保険者としての資格取得手続を行ったとみられる時点では、申立期間のうち昭和 44 年 11 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料は過年度保険料となるが、申立人は、国民年金保険料は毎月納付し続けたとしており、過去に<sup>さかのぼ</sup>遡って国民年金保険料を一括して納付したとする記憶も無いとしている。

このほか、申立人自身が手続した記憶が無いとする昭和 46 年 4 月からの国民年金保険料の申請免除について、免除申請書等の関係資料は保存されていないが、A 市が保有している国民年金被保険者台帳の納付記録においても申立期間のうち昭和 44 年 11 月から 46 年 3 月までは未納期間、46 年 4 月から同年 10 月までは免除期間として記録されており、申立期間の国民年金保険料の納付を推認するのは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 12 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 12 月から 47 年 3 月まで

国民年金にいつ加入したのか記憶は無いが、加入手続は母がしてくれたと思う。申立期間の国民年金保険料は、母が、父と私と住み込み従業員の分を一緒に婦人会の集金員に納付していた。納付したことを証明できる家計簿や領収書などは無いが、几帳面な母が家業を手伝う私の将来のことを考えて納付してくれた国民年金保険料を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。また、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行っていたとする申立人の母に聴取したところ、自身及び夫の国民年金保険料は納付していたが、申立人及び住み込み従業員に係る国民年金保険料を納付した記憶は無いとする証言が得られた。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 49 年 3 月ごろに払い出されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、それまでは国民年金に未加入であったと推認される。

加えて、国民年金手帳記号番号が払い出された時点で昭和 47 年 4 月からの国民年金保険料が納付されているが、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月まで

昭和 50 年 7 月に国民年金に任意加入し、平成 5 年 12 月に厚生年金保険の資格を取得するまでの間に国民年金の資格喪失や再取得の手続をしたことは無く、継続して国民年金の被保険者であった。

申立期間当時の収入は安定しており、せっかく任意加入で取得した資格を、途中で自分から喪失の手続をするはずがない。

申立期間の国民年金保険料はすべて口座振替で納付していたはずであり、国民年金の加入及び保険料納付の記録が無いことには、納得ができない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、口座振替で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人が所持する国民年金手帳の資格記録欄によると、申立人の国民年金被保険者の資格取得年月日は昭和 50 年 7 月 29 日、資格喪失日は 57 年 4 月 18 日であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は 48 か月と長期間であり、A 市役所が保管する国民年金被保険者台帳においても申立期間は未加入期間と記録されていることから、市役所から金融機関に対して国民年金保険料の口座振替依頼が行われていたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年8月から同年12月までの期間、43年3月から44年2月までの期間及び44年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年8月から同年12月まで  
② 昭和43年3月から44年2月まで  
③ 昭和44年10月

昭和44年に婚姻後、国民年金に加入し、婦人会の集金人に保険料を納付してきた。夫婦二人共、過去に保険料の未納期間があったが、全期間納付していないと将来年金が受給できないという話を47年ごろに聞き、私も夫も未納分をまとめて納付した。

ところが、今年の1月にA社会保険事務所で私の国民年金保険の加入記録の照会を行ったところ、申立期間のすべてについて納付事実が確認できないとの回答を得た。

そのとき納付した総額は覚えていないが、1か月当たり450円だったと記憶している。

未納記録になっている期間の納付を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、保険料月額450円という計算で過去の未納保険料を昭和47年ごろにまとめて集金人に納付したと申立てているが、保険料の納付総額及び納付期間を覚えておらず、具体的な納付状況を確認することができない。

さらに、B市は、「B市内においては元々集金人が過年度保険料及び特例納付保険料を集金していなかった。」としており、申立人が過去の

未納保険料を集金人に支払ったとの主張は不合理である。

加えて、申立人と共に未納保険料を納付したとする申立人の夫も、昭和 44 年 3 月以前の未納期間について納付した形跡が無い。

このほか、申立人の前後の国民年金手帳記号番号の払出記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 45 年 4 月ごろに払い出されており、かつ、申立人は市外への転居履歴が無いことから、別の国民年金手帳記号番号が払出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から53年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から53年8月まで

私は、社会保険事務所に申立期間について国民年金保険料の納付記録を照会したところ、納付事実が確認できない旨の回答を受けた。

当時、私の夫の厚生年金保険に少しでも近づこうと毎月、近所の郵便局かA銀行B店で国民年金保険料を納付していた。保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、国民年金保険料を納付したことがわかる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、C市から二回払い出されており、一回目は申立人が二十歳の昭和43年7月18日に払い出されたものの、住所不明により国民年金保険料の納付記録が無いままとなっている。二回目は53年9月ごろに払い出されているが、申立人は当時、任意加入対象期間中であり、制度上、加入手続を行ったとみられる53年9月の時点で申立期間の保険料をさかのぼって支払うことはできない。

さらに、国民年金保険料の納付金融機関について、当時、C市内の郵便局は同市に係る国民年金保険料の納付先となっていない上、A銀行B店が開業したのは昭和52年7月で、申立期間の一部期間しか支払うことができないなど、申立てのあった金融機関で保険料を納付したとする申立人の

主張は記憶違いと推測される。

加えて、申立人が納付したとする保険料（3,000円と付加保険料）は、申立期間よりも申立人の保険料の納付記録がある昭和53年及び54年の保険料に近似しており、納付した期間に申立人の記憶違いが推測される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和7年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から39年12月まで  
昭和36年4月の国民年金制度の発足時から任意加入をして、毎月欠かさず町内会を経由して、国民年金保険料を支払っていた。  
記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も無い。

また、申立人は申立期間後、昭和46年1月に任意加入しているが、この任意加入に係る経緯について申立人及びその夫の説明に齟齬がみられ、当時の記憶が明確でないと見受けられる。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて申立人の寄宿先の家人からは、申立人の国民年金保険料の納付に係る明確な証言を得ることができなかつた上、申立人が集金人と記憶する2名のうち、1名は既に他界し、もう1名については聴取することができたが、自身が集金人をしていたことは記憶に無いとしているため、当時の状況は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から47年12月までの国民年金保険料は、納付しているものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から47年12月まで  
昭和43年4月から47年12月まで、自営業を営んでおり、毎月市役所に国民年金保険料を支払っていた。国民年金保険料の領収書などは、転居の際に紛失してしまっており残っていない。  
記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も無い。

また、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和56年1月に払い出されており、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は時効により納付できなかったものと推認できる。

さらに、国民年金保険料を納付したのは、申立人の夫であり、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の夫は既に亡くなっていることから、保険料の納付状況について具体的な証言を得ることができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 11 日から同年 8 月 13 日まで  
② 昭和 36 年 10 月 6 日から 37 年 2 月 1 日まで  
③ 昭和 38 年 10 月 1 日から 39 年 1 月 21 日まで  
④ 昭和 39 年 7 月 10 日から 40 年 1 月 6 日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、勤務していたにもかかわらず、加入記録の無い期間があった。

ずっと会社の寮から寮へ転居していたことを覚えており、期間を空けずして勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

すべての申立期間において、申立人の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関連資料は無く、申立人には厚生年金保険料の控除に関する具体的な記憶が無い。

申立期間①に係るA株式会社からは、「事業主の代が変わり、当時の担当者も死亡しており、資料も無いため不明である。」との回答があり、当時の雇用状況等について確認ができなかった。

また、申立人が記憶している同僚2名のうち生存している1名は所在不明であるため、証言を得ることができず、申立人に係る厚生年金保険料の控除に関する周辺事情を見いだすことができない。

申立期間②に係るB株式会社は、昭和38年11月16日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は既に他界し、元役員も所在不明であるため、関連資料及び証言を得ることができない。

また、当時の同僚からは、「入社後しばらくしてから社会保険に加入させていたように思う。自分の記録も途中からの加入だったと思う。」との証言を得ており、入社当初から厚生年金保険に加入させない取扱いがあったことがうかがえる。

申立期間③及び④に係るC株式会社は、昭和 57 年 9 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は既に他界し、元役員も所在不明であるため、関連資料及び証言を得ることができない。

また、当時の同僚からは、「人の出入りが激しかった。入社後何か月か経ってから、社会保険に加入させるという話を聞いた記憶がある。」との証言を得ており、在職期間が短期である申立期間③及び再入社当初である申立期間④については、入社当初から厚生年金保険に加入させない取扱いがあったことがうかがえる。

さらに、C株式会社に係る社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間中に申立人の氏名は無く、健康保険番号の欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月 5 日から 39 年 11 月 2 日までのうち約 6 か月

就職した時期は覚えていないが、昭和 36 年 9 月から 39 年 10 月までの期間に、A 株式会社を退職後、6 か月か 7 か月ぐらい B 株式会社に勤務していた。

B 株式会社では、家電製品の配達をしており、配達の仕事で C 県に行った際に、実家に泊まった記憶がある。また、同社の社長は、「D」という名前で、ほかに E 氏、F 氏、G 氏、H 氏など 8 人ぐらいの運転手がいたことや、H 氏は私の就職後、まもなく退職したことを記憶している。

給与から厚生年金保険料が控除されていたことを証明できる資料は無いが、B 株式会社において同僚と同様に勤務していたので、同社の厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚等の証言から、申立人が B 株式会社に勤務していたことは推認できるが、申立期間中に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関連資料は無い。

また、申立人の厚生年金保険料の控除等について B 株式会社の当時の事業主に照会したところ、「申立人の厚生年金保険料は社会保険事務所に納付したように思う。」と回答しているものの、当該事業主は、申立人及び同僚の名前も含めて当時の記憶はほとんど無いと証言している上、同社は昭和 47 年 2 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、関係資料も保管されていないことから、申立期間において申立人の給与から

厚生年金保険料が控除されていたことを示す周辺事情を見いだすことができない。

さらに、B株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が記憶している同僚の記録は確認できるものの、当該名簿に申立人の名前は無く、健康保険の番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人の申立期間の始期と終期を確認できる人事記録等は無く、申立期間の特定に係る申立人の記憶も曖昧<sup>あいまい</sup>であり、そのほかに申立期間を確定できる同僚の証言を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 4 月から 20 年 1 月 15 日まで  
② 昭和 20 年 1 月 15 日から同年 9 月まで

申立期間①については、昭和 17 年 3 月に専門学校を卒業し、同年 4 月から 20 年 1 月 15 日まで、A株式会社B所に経理課の事務職員として勤務した。

申立期間②については、申立期間①のA株式会社B所が事業を閉鎖したので昭和 20 年 1 月 15 日からC株式会社D炭業所に移籍した。移籍と同時に同年 9 月まで戦争に動員されたため同炭業所での勤務実績は無いが、給与が家族に支給されていたことから、私が同炭業所の従業員であったことが証明できると思う。

給与明細書等の証拠となる書類は無いが、厚生年金保険に加入していたと自覚しているので、厚生年金保険の被保険者として認めてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間においてA株式会社B所に勤務していたことは、申立人から提出のあった人事辞令書の写し及び写真から推認できるが、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関連資料は無い。

また、A株式会社B所及びC株式会社D炭業所の厚生年金保険の適用の有無について社会保険事務所の記録を確認した結果、両事業所とも適用事業所として確認できない。

さらに、申立期間において、同僚であったと主張する申立人の弟（昭和 39 年死亡）を除き当時の同僚等を特定することができないため、申立内容

を確認できる関連資料、周辺事情を得ることができない。

申立期間①について、厚生年金保険の前身の労働者年金保険の保険料控除が開始されたのは昭和 17 年 6 月 1 日からであるが、労働者年金保険は当初その被保険者資格を「工場や鉱山等の現場で勤務する男子労働者」に限っていたことから、申立人は被保険者としての要件を具備しておらず、厚生年金保険が実施される 19 年 10 月までは労働者年金保険の被保険者となることができなかつたものと推認される。

申立期間②について、E 株式会社から申立人の経歴に関する資料が無いとの回答があったので、同僚であったとする申立人の弟の勤務が確認できた F 株式会社 G 鉱業所（現在は、株式会社 H）について照会したが、株式会社 H から申立人を確認できる資料が無いとの回答であった。

また、社会保険事務所が保管する F 株式会社 G 鉱業所の昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 9 月 30 日までの「健康保険厚生年金保険被保険者名簿」及び「応召者及び応召解除者名簿」を確認したが、両名簿に申立人の記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年6月から30年5月まで

昭和25年9月から大阪に半年ぐらいおり、その後A県に戻り、B株式会社から分離した会社であるC組で勤務した。同社で勤務していた時、D医院で受診した記憶があり、健康保険証を交付されていたと思う。3年から4年ぐらい勤務し、厚生年金保険料も控除されていたと思うので厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関連資料は無い。

また、申立期間についてC組における勤務の事実を確認できる資料は無く、当時の事業主、同僚、経理担当者は死亡、住所不明で勤務時期及び勤務状況等について証言を得ることができない。

さらに、C組の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間におけるすべての被保険者を確認したが申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番が無いことから申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月から 31 年 2 月まで

昭和 28 年 4 月から 32 年 8 月 21 日まで A 株式会社勤務していたが、社会保険庁の記録には 31 年 3 月 1 日以後の記録しか無い。

当時、給与から厚生年金保険料を控除されており、記録が無いのは納得がいかない。記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、同僚調査を行ったものの、勤務実態及び保険料控除について証言を得ることができない。

また、A 株式会社保管されていた従業員採用発令簿及び退職者発令簿によると、申立人のほか 10 人が申立人と同日の昭和 31 年 3 月 1 日採用となっていることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する A 株式会社及びその前身である B 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、申立人は昭和 31 年 3 月 1 日に被保険者資格を取得し、32 年 8 月 21 日に被保険者資格を喪失しており、当該記録は A 株式会社保管されていた上記発令簿と一致する。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 3 月 1 日から同年 7 月 1 日まで  
② 昭和 46 年 7 月 1 日から 50 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 46 年 3 月から A 医院、同年 7 月から B 医院で勤務した。社会保険事務所で厚生年金記録を確認したところ、両医院での厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。私は看護学校に行きながら、4 年間ほとんど外へ出ることなく一生懸命働いたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、両申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関連資料は無い。

また、社会保険事務所の記録によると、厚生年金保険新規適用日は、A 医院が昭和 51 年 6 月 1 日、B 医院は平成 4 年 1 月 4 日であり、申立期間中は両医院共、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できた。

さらに、申立期間について申立人の雇用保険の加入記録を確認したところ、B 医院では雇用保険の被保険者であった記録が確認できたが、A 医院では雇用保険の被保険者であった記録が確認できなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。